

## 令和7年度多賀町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

### 2 適用範囲

この調達方針は、本町のすべての部署（出先機関を含む。）が発注する物品等の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象となる施設は、多賀町内にある障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する障害者就労施設等とする。

### 4 調達の対象となる品目等

この調達方針において重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。また、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するように努める。

#### (1) 物品

印刷製本、紙製品、木工製品、縫製品、食品類、花苗、プランターおよびその他障害者就労施設等が提供可能な物品

#### (2) 役務

除草作業、清掃作業、梱包作業およびその他障害者就労支援施設等が提供可能な役務

### 5 調達の目標

令和7年度における調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 250万円以上

### 6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、各部署に情報を提供することにより、調達の推進を図るよう努める。

(2) 障害者就労施設等への優先調達に当たっては、発注可能な物品等について各部

署において十分に検討する。

7 調達方針および調達実績の公表

本方針を策定したときおよび調達実績を取りまとめたときは、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に基づく相談窓口

当該調達方針の担当窓口は、福祉保健課とする。